## 議会報告会·意見交換会記録

記録作成:議会基本条例推進委員会

○開催日時:10月18日(土)14時~16時40分

○開催場所:町民センター2Aクラブ室

○参加者 : 22 名

○主催側:議員(12名)、議会事務局(3名)

○次第 (①挨拶···副議長(小笠原)·議会基本条例推進委員長(西山)

- ②決算関係の委員会審査の説明…決算審査特別委員長(小笠原)
- ③常任委員会の議案審査内容及び閉会中の継続調査について
  - …総務建設経済常任委員長(添田)
  - …教育福祉常任委員長(脇)
- ④説明に対する質疑応答
- ⑤意見交換会
- \*②・③は当日配布資料に基づき説明を行った。

## く質疑応答>

- **参加者**: 資料 6 ページですが、臨時財政対策債は平成 15 年度分一括償還による、と書いてあるが、平成 15 年度分だけを一括償還したのか。いずれ返ってくるから町の負担にはならない、という町の説明が あった。25 年度分の隠れ借金はいくらになったのか。ラディアン裏購入の借金の返済もあるはずだが。
- **総務建設経済常任委員長**:臨時財政対策債の25年度末の現在高は約35億4,700万円です。臨時財政対策債は基準財政需要額全体から算出されるものであって、ラディアン裏の購入の中から計算されるものではない。風致公園とつなげるのであれば意見交換会の時に言っていただきたい。
- **参加者**: ポイント事業について。子育て元年や定住促進をうたっているが、全体の中では都市マスタープラン策定事業費などよりはるかに少ない。重点プロジェクトの内訳はこれで良いと判断された理由は何か。
- **副議長(決算審査特別委員長)**:8 つの事業は **25** 年度独特の事業だということで載せている。子育て支援全体ではもっとかかっている。民生費が増えているのは子ども育成課が新設されたということで増えている。都市マスタープランはこの町をどうしていくかというのに非常に重要な計画であり、**730** 万円かかるのはやむを得ない。決算説明書がインターネットにも載っているのでご覧いただきたい。
- **参加者**:ハード優先の決算だと思うのだが。
- **副議長(決算審査特別委員長)**:介護予防や児童相談事業も入れている。自主財源が少ない中では補助金活用で小学校の改修や橋の整備ができている。金額が増えているのもそういうところだ。目立つように感じるだろうが、例えば下水道も補助金が減ってしまうと、工事がいつまでも終わらない状況にもなる。
- **参加者**:補助金頼みにしかできない団体というのは非常に危ないと思う。借金ばかりをしていると立ち

ゆかなくなる。今後も補助金頼みでハード事業を大きくやっていくような町でいいのかどうかを考えてほしい。

司会:他にございますか。

**参加者**:報告の中で、行政と議会が連携をする、という言葉が 3 回は出てきた。執行者は行政自治、議会は住民自治に立ち位置を置いていただかないと、町民は不安なんです。その理解が執行者と連携して、という軸でとらえていくと非常に心配なのですが。

**総務建設経済常任委員長**:連携という言葉を使ったのは、梅沢海岸背後地整備について基本構想を作ってほしいという提言書の中で、議会も連携して基本構想に参加しますよ、という言葉を入れている。 それは一緒に与してやるという意味ではなく我々も得られた資料の中から独自で構想を考えてそれを執行側と調整する、という意味だ。町が作った構想に対し議会側も考えるという意味。

しかし、連携という言葉は少し誤解も生じるかもしれない。基本条例で二元代表制をうたっている ことを理解していただきたい。

司会:他の方で。

**参加者**: 国から公共建築物の今後の改修・改廃の見直しについて計画を立てなさいという指示が来ている。これを作らないと補助金が無いと言っている。箱モノが毒まんじゅうになっている例があちこちにある。これからの計画で寒川町にも参考になればと思い、質問する。

**総務建設経済常任委員長**:この件に関しては、二宮町はかなり進んでいる。24年度に公共施設白書を作った。固定資産台帳を作成し、総務省の改訂モデルでバランスシートをつくり、公共施設更新の計画案(方針)を出している。それをもとに委員会でも取り上げて議論している。固定資産台帳を作っているので非常にやりやすくできている。

**参加者**: さきほど、利用者の数が分からないという説明があったのですが、きちんと整理されていないと施設の有効性や統廃合も判断できないのではないか。整理されているという意味がわからない。

**総務建設経済常任委員長**:公共施設の資産の試算ができているということだ。再配置や統廃合への使い 方について基準を決めるのをこれからやろうとしている。議会としてもこれからやる、と手順を踏ん でやっている。

**参加者:** まだ不十分だということですね。公表された資料は参考にしたいので後でいただきたいと思う。

**司会**:他の方ございますか。

**参加者**:11ページ。梅沢海岸背後地整備について。基本構想が分からないのと、五ツ浦の場所を買って 25 年度に一部を漁業協同組合に売っている。どういう構想でそのようなことが行われているのか説明 してほしい。

**総務建設経済常任委員長**: 平成 23 年 1 月 26 日に議会全員協議会で説明された梅沢海岸背後地整備構想素案図がこれです(両手で持って掲げる)。一般に公表されているかどうかは定かではない。買い戻しをされた漁業組合のところは直売所や飲食施設を作ったらどうかという素案が出されている。町直営とは思っていない。

**副議長(決算審査特別委員長)**: 五ツ浦漁業の所有地の購入について、ということで議会全員協議会で説明がされ、やりとりがあった。議事録を少し紹介する。亡くなった原議員が「買い求める理由、8,500万円の根拠、計画素案、整備費用、何年計画か」と聞き、経済課長が「不動産鑑定は五ツ浦から提示された。撤去の費用、町道の寄付、不動産鑑定と近かったので 8,500 万円。来年以降に基本計画を作

る、防潮堤の採択が決まらないと。」原議員が「鑑定評価、情報公開で出るなら請求する。利用目的を はっきりしてほしい。」課長「不動産鑑定は8,335万円、五ツ浦が1億135万円、その差が1,800万円 から交渉が始まって、道路が売られてしまう、虫食いになってしまうということ。」原議員が「8,335 万円は1社か、複数か。国立小児病院跡地も計画がしっかりしていないと塩漬けになってしまう。」町 長が「五ツ浦の話は私が議員の時から 1 億円で買うという話があった。現実に何をするかは難しい。 売られたら体育館の横から降りられなくなる。アスファルトとコンクリートのようなものにはしたく ない。」根岸議員が「利用者の意思決定後に売却するというのは。」経済課長が「直販、飲食などどこ に漁協の場所がくるのかそれによって変わる。」西山議員が「金額のことで聞きたい。最初は1億2,000 万円位の金額で出たと思うが額の開きが多かったが今 1,000 万円の開きという、どのように縮まった のか。網を片付けるのに 1,000 万円ぐらいかかるらしい。それを二宮町が持つのか。背後地素案、ま だ白紙だと思う。これが独り歩きしてしまっていいのか。」経済課長が「その差は1,800万円。網の撤 去は購入価格から減らす。750万円。単価は実勢価格から1億円を超えるという話もあったが地価の 価格もありこうなった。」部長が「素案は五ツ浦の土地をなぜ買うかということで計画を出した。一番 重要なのは道路敷地を含めた土地を購入、これに合うような国庫補助を見込む。独り歩きするわけで はない。」西山議員が「8,500 万円ならまあまあかなと思う。価値のある利用を考えないといけない。 慎重に取り組んでほしい。」添田議員が「これに限ったことではないが、町長と話した時、一般論とし て町長の言うように山、川、海の観光、民間的な感覚でいうと理解しがたい。観光で使ってどのよう に回収できるのか。採算性、経済課として町民に示す必要があるのではないか。失敗しても良い、目 的がはっきりしない。町民が分かりにくい。」経済課長が「費用対効果を出す余裕が無かった。タイミ ングの問題で土地購入にあたった。」添田議員が「概算でもHPや広報で観光事業としてみんなで共有 しないといけない。」議員が問題意識を持ってやりとりしたのがこの全協であった。少し様子がお分か りいただけたかと思う。道路の部分を使いたいということはその方が良いという認識は議会にあった と思う。

- **参加者**:私たちは何も知らないのはなぜなのかなと思う。全員協議会でそういうのが決まっていくのは良くないと思う。どうお考えか。
- **副議長(決算審査特別委員長)**: 質問がきているものにもお答えしていると思うが、職員としては法的に議会にはかるべき平米数に届いていないというのが大きな理由であった。議決とはならない。しかしよく分からなかったので議会としては総務建設経済常任委員会として勉強会を開いたりしたが、町民と同じように議会としても分かりにくい部分があったかと思う。ルールなので。
- **参加者**:ルールと言うが議会は法的手続きにのっとっているからということでいいのか。議会基本条例もできた中でどのように考えるのか。土地開発基金を見ていないから分からないが、普通、これは土地開発公社が先行取得するときに使うもので、町に買い戻すときに議会にかかる。ところが町は独自でやっていて、町が普通に買うのと開発基金で買うのとあって、開発基金で買った場合は全く議会を通らないという不思議な仕組みだ。その辺が問題である。議会としては追及してほしい。
- 司会:ご意見として承ります。議会報告会の質疑はこれで終了いたします。次に意見交換会に移ります。
- **参加者**:面積関係なく、開発公社から買い戻すときは必ず議会にかけるというのが基本方針である。ところが柳川町長の時にそれを無くしてしまって二宮独自で40年近くやってしまっている。庁舎が市街 化調整区域になっているのを議員も知らない。庁舎トイレも道路から反対側にあって、こんな建築見

たことない。開発公社から買い戻す原則にのっとればこんな問題起こらない。各自治体は市長部局にお金が無いから別の懐で買ってから町が買い戻すという法律になっているのだが、二宮町だけは値切っちゃって今までやってきている。だからやすやすと買えてしまう。この論議も空中戦ばかり。土地を買う時は計画があるんだけどお金が無いから別腹で買って予算ができてから別腹から買い戻す、買い戻すときは面積関係なく議会にかけるのが地方自治法上のルールだ。議員の先生方が勉強しないから、ああそうかとなるわけです。小児病院跡地や東大跡地に関しても民間の不動産が手を出さない土地だ。民間で利潤が追求できる土地は先に民間が押さえるというのがルールだ。全員協議会というのはなんのクソの役にも立たない。議員が来て話し合うだけだ。

副議長(決算審査特別委員長): 五ツ浦の土地の話と開発公社の話は違うのですが。

(「土地開発基金のいい加減な使い方をしてきてしまっているのが違法だといっているのです。それを 条例にのっとっているから違法じゃない、いいがかりをつけていると言っているのは議会です。」と声 あり。)

- **参加者**:フリーハンドで買った土地を町が買い戻すには議会にかけるのがルール。柳川町長が骨抜きに した。普通は利息が付くから早く買い戻すために手続きをする。
- **副議長(決算審査特別委員長)**: バブルの時に、とりあえず土地を買っておくために開発公社という仕組 みをつくってどこもやってきた。町独自の条例を作ったことについて、変えるべきだというのはご提 案と受け止める。

(「基金条例はなくなってしまった。基金が一斉に廃止されたので討議されていないんです」との声あり。)

- **参加者**:議員の先生方が全て町長の応援団だったので決まった話で、普通はこんなでたらめな話は通じない。
- **副議長(決算審査特別委員長):**基金が必要か否かについて一人ひとりに確認はしていない。議員が町長に右に倣えというのは主観でおっしゃっていると思う。
- **参加者**: 行政事務のプロとして 40 年も二宮町の状態を見てきた。そういうことを論議したことが議会は 1回もないんですよ。
- **副議長(決算審査特別委員長):** 東大跡地の買い取りの時も拮抗していた。右から左ということはない。 (「基金のことを言っているのであって、論点が全く違う」との声あり)
- **参加者**: そういうことをなくすのが大きな間違い。先ほどバブルの時とおっしゃったが、バブルだから じゃなくて、自治体が町づくりの計画を立てた時に民間が先に手をつけられては困るというので作っ たわけだ。できるだけ公定価格で買えるように別腹の公社を作ってそこで買えるようにした。
- **副議長(決算審査特別委員長):**大きい事業はそのようにずっとやってきている。

(「開発基金の使い方が間違っている、その最たるものが漁港だ、と言っているのです」と声あり)

**参加者**: 土地開発基金がどんなものだったのかをまず説明して下さい。土地開発基金の使い方が間違っているのでそのことを説明して下さい。ここで開発基金は無くなってしまいましたが、それをどう是正するのか回答願います。間違いというのは、基金は土地開発公社が先行取得するときに使う基金です。町が事業計画を作るタイムロスの間に、先に開発公社が買っておく。そして町が必要だといって、開発公社から買い取る時に議会にかける。ところが二宮町の場合は開発公社が土地を買う時もあるが、土地開発基金を普通に買う方法と基金を使って買う方法の 2 通りにしてしまった。基金で買う場合は

議会経由じゃなくても良い、という条例を作ってしまったので議会にかからない。そのことがすでに 間違いであると言っています。私は「しお風」を発行しているが、それを「しお風」でも言っている。 金額が少なかったから議会にかからなかったということではなく、もっと上位計画に反していること を言いたい。このことにどう対応するのか質問しています。

副議長(決算審査特別委員長):これはご意見として受け取った方が良いと思います。

**参加者**: 先生方が何も思わないのが不思議だ。基本ルールを外してしまっている。鑑定は最低 3 社以上でやる。基本が分かっていないので、みんな頭がおかしくなっている。だから本論に入らない。そういうことが分からないなら議会は必要ない。税金で買うのだから議員が根据り葉掘り迫る、町は町長を支える事務のプロがいてチャンチャンバラバラやる。二宮は反対賛成あるかもしれないが、知らないうちにどんどん決まっている。根本的なことを議員の先生方が知らない。町長は頭がいいから空中戦やったら議員の先生方は勝てませんよ。骨抜きにされて法律を作られては議員としての価値が無いのかなと思う。

**司会**:ご意見として受け止めさせていただきます。

**参加者**: 商工会の土地は賃料を払っていない。使用貸借になっている。それはどういう状況なのか。あれを買い戻したときの町長が商工会の会長だから一人二役でチャラにしたのじゃないか、というのが我々プロの見方だ。本来なら商工活動に寄与するのは良いが、少なくとも世間総額の半分とか3分の1とか知らないが、そういう賃料を取っていれば良いが無料というのはおかしいのではないか。坂本町長もずっときていて更新をしているのにさらに無料で契約するのはおかしいのではないか。

副議長(決算審査特別委員長):調べてみないとお答えしようがない。

**参加者**:議員の方は調査権があって最初から調べることができる。町は文書とっておいているはずなので。

ひとりの議員としてでいいので答えてほしい。

- **副議長(決算審査特別委員長)**: 社会福祉法人とか障がい者の団体なら無料で貸与ということもあると思うが、商工会は商売なので、減免になったとしてもいただくものはいただいた方が良いと思う。例えばこういうことがあった。第 3 分団の部屋を北口商店会が無料で今まで会議の時など借りていた。今度直すにあたっては、一定の使用料をいただくようにルールを変えた。それにならって、商工会だから特別というわけではなく、そうすべきだと考えております。
- **参加者**:議会基本条例を検討する町民との話し合いの中で私が言ってきたことがある。住民自治とは何なんだ、みなさんどうお考えなのか。今言われているのはそこのところじゃないのでしょうか。改めて、町の在り方としてどうなんだ、町民はどんな疑問を持っているのかということを、こういう場を改めて持っていくということを確認してはどうでしょうか。ここでバトルをやっていても何がなんだか分からない。土地の売買だけではなく、別のところでも国の上位法に沿っていないところが二宮町にはある。その辺も合わせて、改めて場を設けていただくことでいかがか。
- **参加者**:議会の会議録で、「『しお風』からいわれなき中傷を受けた」と合意をうけ、公開質問状にもそれが書かれてある。今も、法律に反しているということを言ってきているのだが、それも踏まえてこの公開質問状にあることは有効だということでよろしいのか。
- **副議長(決算審査特別委員長)**:質問にお答えしたことに対しては、議会全員協議会で合意をしている。 ついでに言わせていただくが、「しお風」の文章の書き方に関して、"たかりの連鎖"ということに対

して言っているのです。「背任か坂本町政」みたいな、誰が出しているのか分からないような文章に対してやりとりしていることを、我々が休憩時間中に話し合ったこともありませんし、何か非常に誤解に基づいた文章を出していらっしゃるというように思っております。私が自分が町民なら休憩時間中に何を話したか分からなくて嫌だろうなと思って、再開したときにテープに無理やり入れてもらいました。かえってそれが誤解を生んで、無いことを想像して書かれたというように認識しておりまして、今後休憩中に起こったことをテープに起こすということは無くなると思います。

参加者: 公開質問状を出したのは、休憩時間あとに話し合ったことが、合意だというように載っている。 それはすごくおかしい。"たかりの連鎖"と書いたのは、土地の売買に関して不正なことが多々ある。 それを正さないのは町民の財産にとって不当な侵害をしているわけであって、それを議会が正さない。 議会も報酬をもらっているので、そこについて"たかりの連鎖"と言っている。みなさんがたかって何々頂戴、と言っているのではく、議員の仕事をしてほしい、今回厳しいことを書いたのは、それぐらいのことを書かないと皆さんが調査をしてくれないからです。それだけ厳しいこと言えば、何だこれ、といって調査してくれるかと思いました。でも調査はしてくれません。そのことがおかしいということで今回も公開質問状を出しています。その中で出てきたことは、地方自治法の、議場の秩序保持で議長の職権により発言の取り消し命令をすることができますが、この規定は議員に対する議長の秩序保持権であり、執行機関には及びません、と。ですから執行者がどんな発言をしてもそれに対して議会は何も言えないということをここで言ってきている。それって議会ですか。その辺をしっかり受け止めてほしいと思います。

**副議長(決算審査特別委員長):**「しお風」の土地の売買に関しての書き方は、一部を切り取ってそこだけをクローズアップさせているというように私は理解しております。例えばごみの積替え施設の境について確定していないまま施設を作ったということについても、その前段の様々な事柄があることは一切抜いて、土地の所有者も立ち合いに正式に出てほしいというお願いに対して出てこなかったという経緯がある中で、町のごみ処理行政の中でやむを得ず時間的に施設を作らなければならなかった、ということは一切何も書いていないわけですから。

参加者: それは隣接地主に確認されたのでしょうか。執行者側が言った資料だけで判断していませんか? 副議長(決算審査特別委員長): そうです。

**参加者:**それが議会のやることですか。ちゃんと調査するべきだと思いますけど。

**副議長(決算審査特別委員長):** そのことについては申し訳ないが、裁判でやっているので裁判に任せたい。

**参加者**: 桜美園の時もそうでしたが、町が出している資料が全部正しいということはなかった。それを ちゃんと調べて下さいと言っています。今回のことは情報公開で土地売買のことを調べただけで分か ったことです。だったら、調査権のある議員さんはもっときちんと調べてほしいということを言って いるんです。これだけきついことを書くのには私も覚悟している。みなさんからそういうことを言わ れるのは。その気持ちを汲んでほしいと言っているんです。

**参加者**: それと関連なのですが、裁判になっているから、というお答えだが、そもそも、地方自治体が 地主に対して裁判をやらせるような行為をするというのは、民法ではおかしな行為だというようにな っている。だから裁判をさせないように先生方が調べて地主さんとも会って、そういうことで境界が 決まらないのか。私も専門家なので 20 年も決まっていない境界を解決してきている。はっきり言って

- 二宮町の行政事務能力は神奈川県下でもビリッケツだ。そのビリッケツが出した資料を先生方は鵜呑みにして議会をやるというのは、議会が不能になっているということだ。裁判をやらせる行為がおかしい。
- **参加者**:確か、議会全員協議会だと思うが、積替え施設について行政と住民が裁判沙汰にするのはおか しいんじゃないか、という町長への発言があったと思う。その時町長は、地主さんを非常に中傷され ていた。
- **司会**:みなさんからのご意見は、ご意見として承るだけでなく、真摯に受け止めて今後議会の中でも取り上げていくということでご理解いただきたいと思います。
- **参加者**: 税金集める時はきちっとやっているが、税金を使う時は全てでたらめ。条例とか法令とかに関して、役場の職員は知らない。法律にのっとってやっているか情報公開で十何点か見ましたが、全てでたらめ。ですから、先生方は予算編成の時は、どういう根拠でこういうお金になるのかということをきちんと精査してもらいたい。例えば執行書類がない。課長決裁ということできちっと公開できる書類がない。ですから、予算の根拠を 100%精査していただかないと、議会の役目は無いです。
- **副議長(決算審査特別委員長)**:何の情報公開のことをおっしゃっているのか分からないのでお答えの仕様がありませんが、今のご意見ですと、まるで町がでたらめだらけのメチャメチャで私たちの税金は無駄に垂れ流すように使われて何の住んでる価値も無いような言い方をされて、それで良い町を作っていきたいということに対して、それだけでは良い町はつくれない、批判だけでは。ですから、私たちは監査も議会から一人出しておりまして、きちんと見ているわけですから、議会がいらないとおっしゃっても、議会の役割の中で一生懸命やっている部分も多々あるわけです。そのために 4 年に 1 度やめさせればいいという仕組みがあるわけで、職員は残念ながらやめさせられませんから、そこが難しいところですが、議会を育てていく気持ちでやっていっていただいたほうが、いい町づくりになっていくのかと思います。

選挙を活用してください。そして残ったメンバーは今日のご意見は決して無駄にすることなく生かしていきたいと思いますから。来年 3 月議会のあとに、議会報告会もあると思うので残った議員に言ってください。よろしくお願いいたします。

- **参加者**:言っているだけだ、ということをおっしゃっていることに対して訂正していただきたい。みなさんはそう評価はされないかもしれないが、私はまちづくり工房「しお風」というものを主催して、町づくりのために色々やってきている。それも全部手弁当ですし、自分で費用を捻出してやっています。今までやったことのひどいことは是正してもらいたいし、そういうことがあったというのをしっかり考えていただきたいということを、今日も厳しくお話をしたのであって、その辺を、ただ言っているだけで町に難癖つけているような言い方をするのはとても心外なので訂正していただきたいです。こんなこと言いたくないけど、私一応、国の方で表彰されたり、県の方でも表彰されてきました。そういうことに対してそういう言い方をされことは非常に心外です。
- **副議長(決算審査特別委員長)**: 町を良くしたいということで「しお風」を書いていらっしゃるということですが、ここのところの論調はすごく変わってきているなというのは私が感じているところでございます。なので、ああいう言い方になりました。文章の書き方ひとつで、読む者の印象も変わってくると思います、同じ事を書いても。ぜひ、育てるという意味合いで書いていただければと思います。以上です。

(「訂正しないのですね。議員の代表が民間団体にそういうことを言っていいのですか。」の声あり)

司会:時間がまいりました。手短にお願いします。

**参加者**:何があったかよくわかりませんが、苦言を申します。あなた町会議員としてのモラルを持って、 あなた言うべきことじゃないことを発言なさった。非常に遺憾に思います。今日は今度の選挙の一票 のプラスになればと思って伺ったが、失望した。色々と考えて、良い二宮をつくる人に投票したいと 思います。以上。

**司会**:では、時間がまいりましたので、終了といたします。今回に関してはご質問にお答えすることができませんのでお手元のアンケートにはご意見ご要望をお書きいただきますようお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。